

墨田区消費者ニュース

平成28年4月発行 第113号

ふれあい活力ゆとり

すみだ

【編集・発行】すみだ消費者センター
(墨田区産業観光部生活経済課消費者・勤労福祉係)
〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7号 TEL03-5608-1516

「テレビのCM」や「PRチラシ」などで、目に留まる機会が増えていますが 電力の小売全面自由化てな～に？

全ての消費者が、電力会社や料金プランを自由に選択ができるようになりました。

あわてないで！
まずはしっかり **チェック** しましょう！

- ✓ ① 契約する小売電気事業者を確認しましたか？
契約先は、登録された事業者でしょうか。経済産業省の専用ダイヤル(0570-028-555)で確認できます。
- ✓ ② ご家庭の使用量に照らした比較になっている？
「料金が安くなる」といった勧誘トークに気をつけましょう。
- ✓ ③ 契約期間や途中解約、割引の条件は？
事業者からよく話を聞き、詳しく確認しましょう。

！ あわてて契約する必要はありません！

※特に切替えの契約をしない場合は、従来の料金メニューが適用されます。

訪問販売・電話勧誘販売で新料金の申込みをした場合、
8日以内であればクーリング・オフができます。

電力小売自由化について
知りたいときは…

経済産業省ウェブサイト

エネ庁 電力小売自由化

検索

電力自由化専用ナビダイヤル 0570-028-555

電力の小売全面自由化、便乗商法に気をつけましょう！

【相談事例】

- <事例1> 知らない電力会社から「当社と契約すれば、今より電気料が4割安くなる」と電話があった。こんなに割り引くのは怪しいと思う。
- <事例2> 電力自由化に新規参入した電力会社だと言うので話を聞いたが、太陽光発電システムの勧誘だった。
- <事例3> 突然、新規に参入する電力会社だと言って来訪して、「4月から電力自由化に伴い電力の契約先を変更する必要がある」と言われたが本当か。

【アドバイス】

4月からの電力小売りの全面自由化に関係した消費者からの相談が増えています。正確な情報を収集し、よく理解してから契約しましょう。

1. 「料金が安くなる」と勧誘された際には、
どのような条件で安くなるのか、電力以外の商品やサービスの契約とのセット料金や値引きになっていないか、解約時に違約金が発生しないかなど、よく確認しましょう。
2. 電力の小売自由化に便乗した太陽光発電システムの契約をはじめ、プロパンガス、蓄電池などの勧誘が行われています。電力の小売自由化と直接関係のない契約については、その必要性をよく考えましょう。
3. 電力の小売自由化に伴い契約先をあわてて変更する必要はありません。変更しない場合は、現在の電力会社から電気が供給されます。

以上のような勧誘に気をつけ、怪しい電話や不安になった際には、すみだ消費者センターに相談してください。

すみだ消費者センター相談室

相談専用ダイヤル **5608-1773**
— まずは電話でご相談ください —

■相談日・・・月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■相談時間・・・午前9時00分～午後4時30分

■所在地・・・墨田区押上2-12-7 セル中之郷2階

- 東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線
「押上駅」A3出口徒歩3分
- 東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分
- 区内循環バス北西部ルート「すみだ女性センター」前

